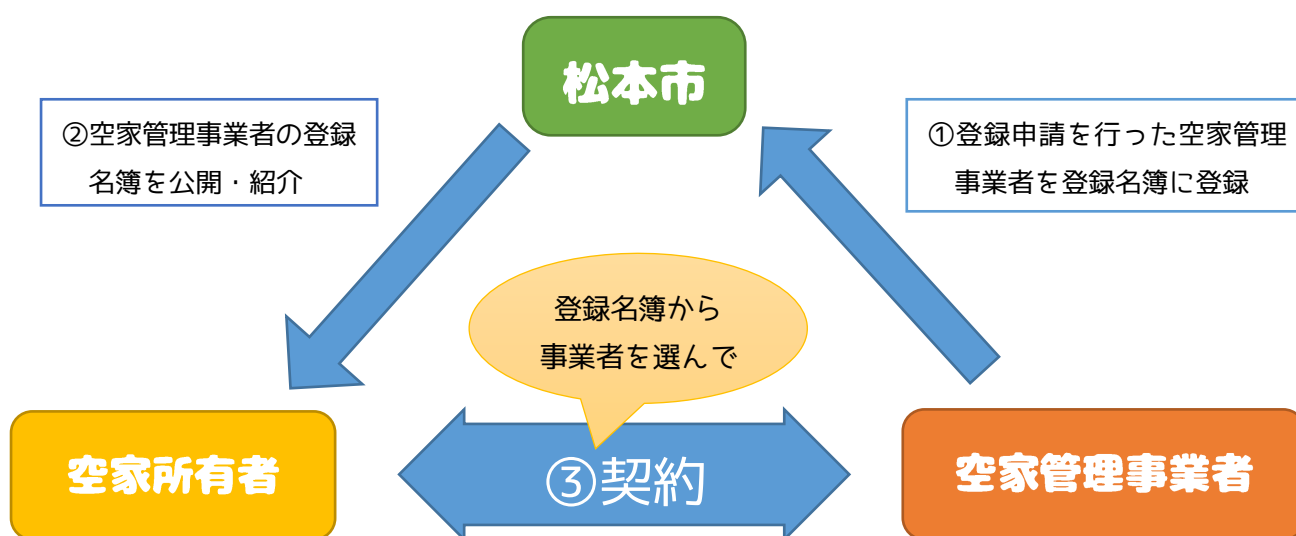


# 松本市空家管理事業者登録・紹介制度について

## 1 制度概要

「松本市空家管理事業者登録・紹介制度」とは、空家の管理代行を希望する所有者や管理者に、松本市内の空家の管理サービスを行う「空家管理事業者」を紹介する制度です。本市に登録申請を行った空家管理事業者を「空家管理事業者登録名簿」に登録し、市のホームページに掲載したり、相談があった空家所有者等へ空家管理事業者登録名簿の紹介を行います。

なお、市は、特定の事業者の斡旋や紹介、契約の仲介は行いません。



## 2 管理事業者について

(1) 松本市空家管理事業者登録・紹介制度で紹介する管理事業者の主な管理業務は以下の内容です。

①外観調査、②家屋の通風、③水道の通水、④敷地内・家屋の清掃、⑤雨漏りの確認、⑥庭木のせん定、⑦除草、⑧家財の処分、⑨その他の業務

(2) 空家管理事業者登録名簿に掲載する情報は以下のとおりです。

事業者名、所在地、連絡先電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス、ホームページアドレス、松本市空き家バンク登録業者かどうか、管理業務を実施する市内の区域、対応する管理業務の内容

(3) 空家管理事業者登録の際は、松本市空家管理事業者登録申請書と誓約書の提出が必要です。

また、登録期間は2年となりますので、登録の更新、登録内容の変更時や登録の抹消の際も手続きが必要となります。

## 3 補足

空家の管理業務の内容、料金やその他必要な事項については、所有者等と管理事業者とが双方で協議し、決定して頂きます。契約者等と管理事業者間の契約・紛争等について、市は一切これに関与しません。

また、管理事業者が登録業者として適当でないと認められた場合、空家管理事業者登録名簿から抹消されることがあります。